

350

1716

様式44

令和7年10月20日

三重県知事 一見 勝之 殿

医療法人の住所 三重県伊賀市東条75番地1
医療法人の名称 医療法人 貴明会
理事長名 瀬川 純
電話 059-524-4011

決 算 届

令和6年8月1日から令和7年7月31日までの決算を終了したので、医療法第52条第1項の規定により届出します。

[添付書類]

1. 事業報告書
2. 財産目録
3. 貸借対照表
4. 損益計算書
5. 監事の監査報告書



様式 1

事業報告書
(自 令和6年8月1日 至 令和7年7月31日)

1 医療法人の概要

- (1) 名称 医療法人 貴明会
① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
② 社会医療法人 特別医療法人 特定医療法人
 出資額限度法人 その他
③ 基金制度採用 基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 三重県伊賀市東条75番地1
- (3) 設立認可年月日 令和 3年 6月18日
- (4) 設立登記年月日 令和 3年 8月 2日

2 事業の概要

(1) 本来業務 (開設する診療所の業務)

種類	施設の名称	施設の医療機関コード又は介護事業所番号	開設場所	許可病床数
診療所	せがわ歯科 クリニック	2431205091	三重県伊賀市東条75番地1	無床

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

- 令和6年9月25日 令和5年度の決算の決定
" 役員の改選
" 理事の報酬額の承認
令和7年7月24日 令和7年度の事業計画及び収支予算の決定
" 令和7年度の借入金額の最高限度額の決定

様式 2

法人名 医療法人 貴明会
 所在地 三重県伊賀市東条 7 5 番地 1

※医療法人整理番号

財 産 目 録
 (令和 7 年 7 月 3 1 日現在)

1. 資 産 額 162,453 千円
 2. 負 債 額 112,519 千円
 3. 純 資 産 額 49,934 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	55,357
B 固 定 資 産	107,096
C 資 産 合 計 (A+B)	162,453
D 負 債 合 計	112,519
E 純 資 産 (C-D)	49,934

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
 建 物 (■ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式 3 - 2

法人名 医療法人 貴明会
 所在地 三重県伊賀市東条75番地1

※医療法人整理番号				
-----------	--	--	--	--

貸 借 対 照 表
 (令和7年7月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	55,357	I 流動負債	10,364
II 固定資産	107,096	II 固定負債	102,155
1 有形固定資産	95,763	負債合計	112,519
2 無形固定資産	871	純資産の部	
3 その他の資産	10,462	科 目	金 額
		I 出 資 金	5,000
		II 積 立 金	44,934
		III 評価・換算差額等	0
		純資産合計	49,934
資産合計	162,453	負債・純資産合計	162,453

様式4-2

法人名 医療法人 貴明会
 所在地 三重県伊賀市東条75番地1

※医療法人整理番号				
-----------	--	--	--	--

損 益 計 算 書
 (自 令和6年8月1日 至 令和7年7月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	210,468
2 事業費用	197,343
本来業務事業利益	13,125
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業利益	13,125
II 事業外収益	4,050
III 事業外費用	398
経常利益	16,777
IV 特別利益	192
V 特別損失	0
税引前当期純利益	16,969
法人税等	3,973
当期純利益	12,996

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
 2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式 6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 貴明会
理事長 瀬川 純 殿

私は、医療法人貴明会の令和6会計年度（令和6年8月1日から令和7年7月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に準拠して、作成されているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に準拠して、作成されているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和7年9月14日

医療法人 貴明会

監事 東 明彦